



令和8年度



団体向け防犯カメラ設置費用を補助します

～下関市防犯カメラ設置事業費補助金のご案内～

補助対象者

下関市内の団体（事務所の所在地及び活動の区域が下関市内であるもの）

対象：自治会、PTA、商店街振興組合等の商業団体等

対象外：まちづくり協議会、企業

※防犯カメラの設置に対し、同一年度において国・県・市から同種の補助金を受けているときは、申請ができません。過去の年度に補助を受けた団体で、新たな場所に設置する場合又は設置後5年を経過した防犯カメラを更新する場合は、補助対象となります。

補助対象経費

- ・防犯カメラ（撮影機、録画装置その他関連機器）の購入費及び設置工事に係る費用
- ・防犯カメラの設置を示す表示板等の設置に係る費用
- ・その他防犯カメラの設置に必要な費用（例：専用ポールの設置等）

対象外：リース契約やレンタル、ダミーカメラ、機器の保守費用、電気料金等の維持管理費

補助金額

補助対象経費の**2/3**に相当する額（1,000円未満の端数切り捨て）で、

1団体につき**30万円**を上限（設置した台数にかかわらず30万円上限）

申請手続きの流れ

選定方法：事前協議による審査形式

事前協議申請書と**必要書類**を生活安全課に提出してください。

期限：令和8年5月1日（金）から6月30日（火）まで 郵送の場合は当日消印有効。

※選考は先着順ではありません。ただし、事前協議申請書を提出した団体への補助額が予算額を超える場合は、**抽選**を行います。

※申請書の様式は下関市のホームページからダウンロードができます。

※申請の手引き及びガイドラインも併せて掲載しております。

※郵送の場合は下記住所まで

お問い合わせ・ご相談は

〒750-8521 下関市南部町1番1号

担当：市民部生活安全課くらし安全係

電話：242-0797 FAX：242-0799

メール：smseikat@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

申請手続きの流れ

令和8年度

実施者	ステップ	期限 実施時期	主な手続き	必要書類
申請者	1. 事前協議申請	6月30日	団体内での合意形成 事前協議申請書の提出	事前協議申請書【事前協議様式】 見積書及び購入する防犯カメラのカタログの写し 設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真 チェックシート
市	2. 選考結果通知	7月中旬	市の審査と選考結果の通知	
申請者	3. 補助金交付申請	すみやかに	補助金交付申請書の提出	補助金交付申請書【様式第1号】 団体の定款、規約又は規程及び役員等名簿 見積書及び購入する防犯カメラのカタログの写し 設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真 防犯カメラの撮影範囲を記した図面 防犯カメラ設置事業費収支予算書 防犯カメラ管理運用規程 土地・建物使用承諾書、占用許可書等の写し 合意形成及び同意証明書【様式第2号】 その他必要と認める書類
市	4. 市の審査・決定	随時	市の審査と補助金交付決定通知	
申請者	5. 設置工事の実施	随時	業者への正式発注 (※交付決定通知受領後に発注する) 設置工事の実施と業者への支払い	
申請者	6. 実績報告	工事完了 から 20日 または 3月31日 のいずれか 早い日 まで	実績報告書の提出	実績報告書【様式第6号】 補助事業に係る領収書等の写し 防犯カメラの設置前及び設置後の写真 防犯カメラ設置事業費収支決算書 設置した防犯カメラが撮影した画像の写し その他必要と認める書類
市	7. 補助額の確定	随時	補助金額確定通知	
申請者	8. 補助金交付請求	すみやかに	補助金交付請求書の提出	補助金交付請求書【様式第8号】 口座情報のある通帳の写し等
市	9. 補助金の支払い	随時	指定口座への補助金振込	